

## 医療機関を受診するときには健康保険証を提示しましょう!

### 健康保険証は必ず持参しましょう

- 継続して通院している方▶月に1回の提示
- 70歳から74歳の方▶国民健康保険の保険証と高齢受給者証の提示
- 75歳以上の方▶後期高齢者医療被保険者証の提示



70~74歳  
高齢受給者証



75歳以上~  
後期高齢者  
医療被保険者証

### 転職・退職の場合の手続き

- 退職日までに保険証を返却しなくてはなりません
- 被扶養者(配偶者や子どもなど)の保険証も一緒に返却してください

退職後、新たな就職まで期間があく場合には3つの選択肢があります

- 国民健康保険に加入する
- 任意継続の手続きをする
- 家族の扶養に入る



.....>  
転職  
<.....



退職

### 国民健康保険に加入している方が転居する場合には

- 同一市町村の場合▶役所で転居手続き
- 市町村が変わる場合▶引越し元で「資格喪失手続き」を行い、引越し先で「加入手続き」を行います



ご要望は何なりとご遠慮なくお寄せください  
**岩手県医師会**  
「お元気ですか」次回の掲載は4月29日(水)です。

〒020-8584 盛岡市菜園2丁目8-20 TEL.019-651-1455 FAX.019-654-3589  
協賛/岩手県医師信用組合・岩手県予防医学協会・JA岩手県厚生連



**こども救急相談電話**  
受付時間/午後7時~午後11時

**☎019-605-9000**  
または ☎#8000 ※PHSダイヤル回線・IP電話の方は上記の番号をご利用ください。